

内部通報に関する規程

令和4年6月1日

令04（規程）第11号

最終改正 令和7年2月1日

令06（規程）第107号

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）における職員等の法令等に違反する行為等に関する内部通報への適正な対応の仕組みを定めることにより、法令等違反行為の早期発見と是正を図り、もって機構におけるコンプライアンスの強化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- （1）「職員等」とは、機構の役員、職員、研究員等受入規程（28（規程）第89号）で定める受入研究員等、労働者派遣契約に基づき機構に派遣されている者及び機構との間で役務の提供に関する契約関係がある法人又は団体と雇用関係がある者をいう。
- （2）「法令等違反行為」とは、職員等による法令に違反する行為又は機構が定める規程類に違反する行為をいう。
- （3）「通報対象行為」とは、法令等違反行為又はそのおそれのある行為をいう。
- （4）「通報」とは、職員等による通報対象行為を知らせることをいう。
- （5）「相談」とは、内部通報に先立ち通報に関連し必要な助言を受けたい場合、又は内部通報には至っていないものの法令等違反行為が生じ得る可能性があると思料する者が、内部通報受付窓口相談することをいう。
- （6）「内部公益通報」とは、通報のうち公益通報者保護法第3条第1号及び第6条第1号に定める公益通報をいう。
- （7）「本件窓口」とは、第4条第1項に定める通報を受け付けるための内部窓口並びに外部窓口の総称をいう。

- (8) 「内部公益通報調査対応業務」とは、内部通報を受け付け、並びに当該内部公益通報に係る内部通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務をいう。
- (9) 「従事者」とは、公益通報対応業務に従事する者をいう。
- (10) 「利用対象者」とは、本件窓口を利用できる者をいう。
- (11) 「本件窓口利用者」とは、本件窓口に対して、通報又は相談を行った利用対象者をいう。
- (12) 「対象事案」とは、本件窓口に対して通報又は相談が行われた通報対象行為をいう。
- (13) 「調査協力者」とは、対象事案に関する調査に協力した者をいう。
- (14) 「被通報者」とは、通報対象行為を行い又は行おうとしているとして通報された者をいう。
- (15) 「本件窓口担当者」とは、本件窓口において通報又は相談を受け付ける者をいう。
- (16) 「調査担当者」とは、対象事案に関する調査に関与する者をいう。
- (17) 「処分等」とは、機構就業規則に定める懲戒処分を含むが、これに限らず、口頭での指導や注意を含め、機構が行うことができる一切の措置をいう。
- (18) 「不利益な取扱い」とは、解雇、懲戒処分、降格、減給、不利益な配転・出向・転籍、退職勧奨、更新拒否、損害賠償請求、事実上の嫌がらせ、退職金等における不利益な取扱いをいう。
- (19) 「是正措置等」とは、是正措置及び再発防止策をあわせたものをいう。

第2章 内部通報の体制整備

(総括責任者)

第3条 内部通報の責任者として、総括責任者を置き、総務担当理事をもって充てる。

2 総括責任者は、本規程に係る業務執行状況について、理事長に報告する。

3 理事長は、総括責任者が被通報者となっていること等により、公正な審議を行う上で支障があると判断した場合には、代理となる理事を指名するものとする。

(窓口)

第4条 通報又は相談を受け付ける内部窓口を、総務部法務・インテグリティ課に設置し、外部窓口を、機構外において指定した法律事務所等に設置する。

2 本件窓口において役員に関係する又は関係すると疑われる通報対象行為を受け付けた場合、総括責任者又は本件窓口担当者は、監事に、その後の方針について協議を行う。

(利用対象者)

第5条 利用対象者は、職員等（通報の日から1年以内に職員等であった者を含み、退職した役員は除く。）とする。

- 2 利用対象者は、匿名であっても本件窓口を利用することができる。
- 3 利用対象者は、内部通報の体制や不利益な取扱い等に関する相談を行うためにも本件窓口を利用することができる。
- 4 機構（監事を除く。）に利用対象者以外の者からの通報があった場合、総括責任者はその通報対象行為の内容に鑑み必要があると認めるときは、内部通報に準じた対応を行うことができる。
- 5 前項に関し、総括責任者又は本件窓口担当者は、通報対象行為に重大性があると認める場合、直ちに監事への報告を行うほか、その内容が役員に関係する又は関係すると疑われるものであったときは、第4条第2項に準じた対応を行う。

(通報調査委員会)

第5条の2 総括責任者は、通報を受け付けたときは、以下の各号に関する審議を行うため、通報調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 通報の受理又は不受理の決定に関すること
 - (2) 調査担当者に関すること
 - (3) 受理を決定した通報に係る事実確認に関すること。
 - (4) 当該事案の是正措置等に関すること。
 - (5) その他必要事項
- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員によって組織する。
- (1) 総括責任者
 - (2) 総務部長
 - (3) 人事部長
 - (4) 事案の審議のために必要と認める者であって、総括責任者が指定又は委嘱する者
- 3 委員会に委員長を置き、総括責任者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。ただし、委員長に事故がある場合又は委員会に出席できなくなった場合は、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(調査担当者)

第6条 委員会は、本件窓口に通報された対象事案に関する調査に関し、原則として、本件窓口担当者に行わせるものとする。但し、当該対象事案に関する十分な調査を行うため必要と判断した場合には、本件窓口担当者以外の者を調査担当者に追加して、調査を行わせることができる。

- 2 総括責任者、並びに本件窓口において内部公益通報を受ける内部窓口担当者及び外部窓口担当弁護士、委員会委員等は、本規程により従事者として指定される。なお、総括責任者は、当該従事者に対し、従事者の地位に就くことが当該者自身に明らかとなる方法により伝達する。
- 3 総括責任者は、本件窓口に通報された内部公益通報に該当する対象事案の調査を担当する者に対して本件窓口利用者を特定させる事項を伝達される場合には、従事者の地位に就くことが当該者に明らかとなる方法により、当該者を従事者として指定する。
- 4 委員会より調査指示を受けた調査担当者は、速やかに調査の上、内部窓口担当者を経由して委員会に報告する。
- 5 第1項ないし第4項の定めにかかわらず、第4条第2項に基づいて監事と協議を行った対象事案については、監事と協議のうえ、調査主体及び調査方法を決定するものとし、当該協議に基づいて調査担当者となった者について、第1項ないし第4項を準用する。

第3章 通報、相談、調査、是正措置

(通報又は相談の方法)

- 第7条 本件窓口の利用方法は、電話、電子メール、FAX、書面又は面談とする。但し、当該利用方法以外により通報又は相談が行われた場合であっても、本件窓口が利用されたものとして取り扱うことができる。
- 2 本件窓口利用者は、通報対象行為に関し、法令等違反行為の事実、法令等違反行為である理由及び証拠書類を明確にするよう努めなければならない。

(受付)

- 第8条 本件窓口担当者は、本件窓口利用者に対して、その連絡先の分からない場合を除き、通報又は相談を受け付けた旨を速やかに通知するとともに、通報の場合には、本件窓口利用者に対して、第5条の2第1項第1号の結果を、原則として20営業日以内に通知する。
- 2 本件窓口利用者が外部窓口を通じて事務連絡を希望する場合には、外部窓口を通じて連絡する。
 - 3 本件窓口担当者は、第1項により通報を受け付けたときは、総括責任者へ報告しなければならない。
 - 4 総括責任者は、第5条の2第1項第1号の結果を踏まえ、理事長及び監事に報告しなければならない。

(他の規程等との関係)

第9条 前条で受け付けた通報又は相談のうち、次に掲げる事項については、当該事項に係る規程等に定めるところによるものとする。

- (1) 研究活動の不正行為に関する事項
- (2) 公的研究費の不正使用に関する事項
- (3) ハラスメントに関する事項
- (4) 前各号以外の事項であって、規程等に通報、申出等の定めのある事項

2 前項に該当する通報又は相談であることが明らかなものを受け付けた場合、本件窓口担当者は、当該通報又は相談を担当する部署に転送する、又は本件窓口利用者に担当する部署を紹介する等の対応を取らなければならない。

(委員会の開催)

第9条の2 委員長は、通報受け付け後、必要に応じて、委員会を招集する。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 3 委員会の開催は、対面又はWEB、若しくはメールにて行う。
- 4 委員は、通報に係る事案に直接関与している場合及び当事者と職務ラインを一にしていたこと等により、公正な調査及び審議を行う上で支障があると認められる場合には、当該事案の審議に参加することができない。
- 5 委員長は、当該申立事案の適切な審議のために必要と認められる場合には、当事者又は当該事案に関係する者を委員会に出席させ、事実関係を聴取することができる。
- 6 委員会は、委員長を含む出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長が決定する。
- 7 委員会の事務は、総務部法務・インテグリティ課が行う。

(調査)

第10条 委員会は、調査担当者に、受理した内部通報について、通報対象事実に係る関係者からの事情聴取、証拠書類の閲覧、現地の確認その他必要な調査を行わせるものとする。

(通知)

第11条 本件窓口担当者は、連絡先の分からない場合を除いて、本件窓口利用者に対して、委員会の審議結果を踏まえた、対象事案に関する調査の結果及び是正措置等について、被通報者及び調査協力者の信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、速やかに通知しなければならない。

2 総括責任者は、前項に関し、理事長及び監事に報告しなければならない。

(是正措置等)

第12条 調査の結果、法令等違反行為が明らかになった場合、委員会は、是正措置等を講じるとともに、必要な場合には、速やかに関係機関への連絡を行うとともに、公表しなければならない。

2 総括責任者は、内部公益通報された対象事案の是正措置等を検討又は実行する者に対して本件窓口利用者を特定させる事項を伝達される場合には、従事者の地位に就くことが当該者に明らかとなる方法により、当該者を従事者として指定する。

3 総括責任者は、法令等違反行為の是正措置等が適切に機能しているかを検証し、適切に機能していないことが判明した場合には、追加の是正措置等を講じるものとする。

(是正措置後の調査)

第13条 本件窓口担当者は、対象事案に関する調査の完了後、連絡先の分からない場合を除いて、本件窓口利用者に対して、次条第1項により禁止される不利益な取扱いを受けているか否かを確認しなければならない。

第4章 窓口への通報又は相談に関する当事者の責務等

(窓口利用者等の保護)

第14条 職員等は、本件窓口利用者に対して、本件窓口に通報又は相談したことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

2 職員等は、調査協力者に対して、対象事案に関する調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

3 職員等は、本件窓口利用者が職員等以外の者である場合であって、通報の内容が、機構との間に契約関係のある法人又は団体に係るものである場合、当該通報者が相談又は通報をしたことを理由として、本件窓口利用者及び当該法人又は団体に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(探索の禁止)

第15条 職員等は、本件窓口に通報又は相談した者が誰であるか、対象事案に関する調査に協力した者が誰であるかを探索してはならない。

(秘密保持)

第16条 職員等は、本規程に定める場合のほか、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り、通報で得られた対象事案に関する情報を開示してはならず、当該情報について秘密を保持しなければならない。

2 職員等は、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を目的外に使用してはならない。

(利益相反の回避)

- 第17条 職員等は、対象事案に関係する者である場合は、当該事案の調査や法令等違反行為の是正措置等の検討に関与することはできない。
- 2 職員等は、対象事案の調査担当者となる時点又は法令等違反行為の是正措置等の検討に関与する時点で、自身が当該対象事案に関係する者ではないことを確認するものとし、当該対象事案に関係する者である場合は総括責任者に報告しなければならない。
- 3 報告を受けた総括責任者は、当該職員等の対象事案への対応の関与可否を判断する。
- 4 本件窓口担当者は、自らが対象事案に関係する通報又は相談を受け付けた場合には、他の本件窓口担当者に引き継がなければならない。

(範囲外共有の防止を含めた情報管理)

- 第18条 本件窓口担当者は、本件窓口利用者の氏名及び職員番号を含む本件窓口利用者を特定させる情報を、必要最小限の範囲を超えて他の本件窓口担当者に共有せず、また、本件窓口利用者が予め明示的に同意した場合又はその他の正当な理由がある場合を除き、当該情報を本件窓口担当者以外に共有しないものとする。
- 2 調査担当者は、調査協力者の氏名及び職員番号を含む調査協力者を特定させる情報を、必要最小限の範囲を超えて他の調査担当者及び本件窓口担当者に共有せず、また、調査協力者が予め明示的に同意した場合又はその他の正当な理由がある場合を除き、当該情報を本件窓口担当者及び調査担当者以外に共有しないものとする。
- 3 対象事案に関する調査により得られた情報（第1項及び第2項に定める情報を除く。）は、本件窓口担当者、調査担当者、法令等違反行為の是正措置等の検討に関与する職員等及び必要に応じて行政機関に限り共有するものとする。

(機構以外に公益通報を行った者の保護等)

- 第19条 職員等は、公益通報者保護法第3条第2号及び第3号並びに同法第6条第2号及び第3号に定める保護要件を満たす公益通報を行った者に対して、当該通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。
- 2 職員等は、前項に定める公益通報を行った者を探索してはならず、また、当該者を特定させる事項を機構が認めた範囲以外に共有しないものとする。

第5章 通報又は相談を行う者の責務等

(不正の目的による通報又は相談の禁止等)

- 第20条 職員等は、虚偽の通報又は相談や、他人を誹謗中傷する目的の通報又は相談その他の不正の目的の通報又は相談を行ってはならない。

(相談又は通報を受けた者の責務等)

- 第21条 職員等は、職務ラインを一にする者に対して通報又は相談を行ったものに対して、当該通報又は相談を行ったことを理由として、不利益な扱いを行ってはならない。
- 2 職員等は、職務ラインを一にする者への通報に関する調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。
- 3 職務ラインを一にする者に対して行われた通報又は相談についても、機構は、正当な理由がある場合を除いて必要な調査を実施し、その結果を受けて必要な範囲で是正措置等を講じ、それらの記録を適切に作成・保管するとともに、前2項の遵守に加えて、範囲外共有の防止を含めた情報管理、探索の禁止、秘密保持、利益相反の回避等に関し、本規程に定める通報及び相談に準じて取り扱う。

第6章 その他

(処分等)

- 第22条 本規程の違反行為が明らかになった場合、機構は、当該行為を行った職員等に対して適切な処分等を課さなければならない。
- 2 調査の結果、法令等違反行為が明らかになった場合には、機構は、当該法令等違反行為に関与した職員等に対して適切な処分等を課さなければならない。
- 3 前各項において、本規程の違反行為が機構の職員及び役員以外の者である場合は、当該者及び雇用関係を有する法人又は団体の長に是正を求める通知を行う。

(救済・回復等)

- 第23条 本規程の違反行為が明らかになった場合には、機構は、当該行為による被害・違反等について、適切な救済・回復措置等を講じなければならない。

(教育・周知)

- 第24条 総務部法務・インテグリティ課は、個人情報等の保護に配慮した上で、本件窓口の運用実績について職員等に対して周知するものとする。
- 2 総務部法務・インテグリティ課は、職員等に対して、定期的に内部通報制度に関する教育・周知を行うものとする。

(本規程に基づく制度の運用及び改善)

- 第25条 総務部法務・インテグリティ課は、本規程に関する整備及び運用の状況等について、定期的に評価、点検等を行うとともに、必要に応じて改善を行うものとする。

(記録)

第26条 総務部法務・インテグリティ課は、窓口において受け付けた通報又は相談への対応に関する記録を作成し、少なくとも対応終了後5年間、保管しなければならない。その方法は、情報管理の観点から適切なものによらなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年6月1日から施行する。

(規程の廃止)

第2条 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構内部通報及び外部通報に関する規程(28(規程)第39号)は、廃止する。

附 則(令和6年1月1日 令05(規程)第53号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和6年1月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日 令06(規程)第19号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年2月1日 令06(規程)第107号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年2月1日から施行する。